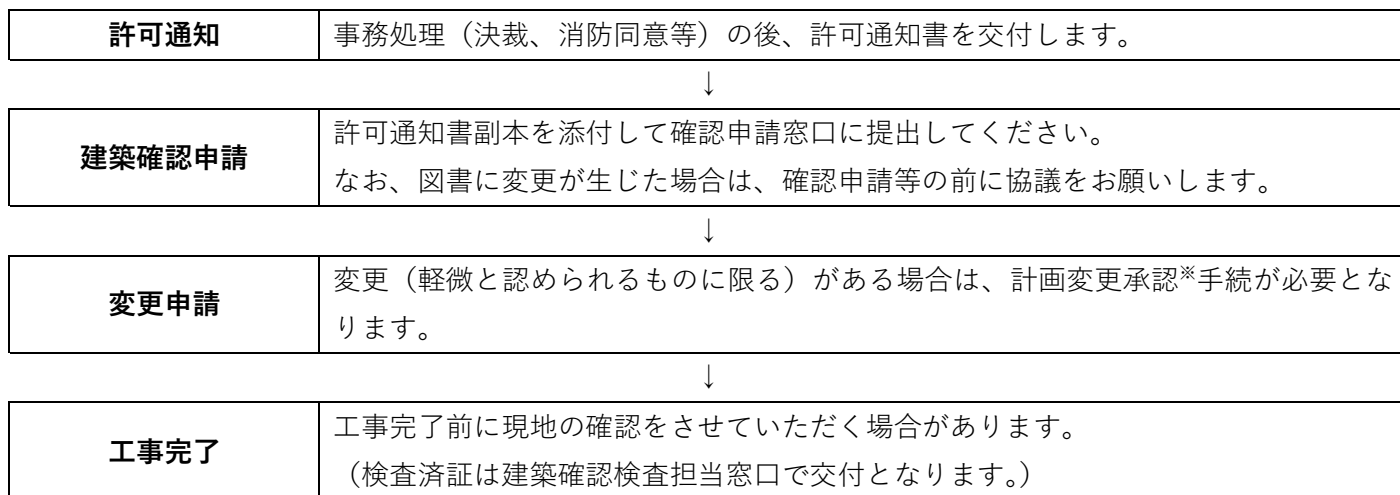


建築基準法に基づく許可手続きの流れ（第 48 条、第 51 条、市街地環境設計制度除く）

建築計画の検討	建築基準法、横浜市建築基準条例、宅地造成及び特定盛土等規制法、都市計画法、その他関係法令等を踏まえ、計画してください。	
↓		
事前相談書の提出	建築許認可事前相談票※を頭紙にして、以下の添付書類を添えて提出してください。 添付書類：都市計画図（ i-マッピ でも可）、案内図、配置図、平面図、立面図、その他必要な図書等(既存建築物への増築の場合は過去の手続き記録がわかるもの)	
↓		
許認可準備会議 ＜原則毎週水曜午後＞	許可基準や包括同意基準の適合状況や計画内容の確認をします。 会議結果は担当者から連絡します。	
↓		
各課等調整	許認可準備会議での指摘事項等を踏まえ、関係各課との協議も含めて計画内容の調整をしてください。 (注) 第 44 条に基づく許可は、アーケード等連絡協議会での協議が必要です。	
↓		
建築幹事会事前会議 (案件確定会議) ＜原則毎月第 4 水曜＞	翌月の建築幹事会に付議できるかを判断します。 事前に担当者と調整したうえで、建築幹事会用資料 (「建築審査会・幹事会用資料の作成について」参照)、許可申請概要書※をデータ提出してください。	包括同意基準に該当する場合は、省略
建築幹事会 ＜原則月 1 回＞		
↓		
各課等調整	建築幹事会での指摘事項等に関して、関係各課との協議も含めて計画内容の調整をしてください。	
↓		
関係法令等の諸手続	許可申請までに関連法令等の諸手続きを済ませてください。 なお、横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例の対象となる場合は、意見書が交付されないと許可申請の受付をすることができませんのでご注意ください。	
↓		
許可申請書の提出	建築審査会開催の 3 週間前までに（包括同意基準案件については関係法令等の諸手続きが終了後適宜）、以下の必要書類を A 4 判ファイルに綴じて 3 部（正・副・消防用）提出してください。申請時に 建築基準法に基づく許認可の手数料 が必要となります。 必要書類：許可申請書※、許可申請概要書※、事前相談時と同様の図書、 関係法令等諸手続の写し、委任状、その他必要図書	
↓		
建築審査会 ＜原則月 1 回＞		包括同意基準に該当する場合は、省略 (建築審査会には事後報告)

↓（次ページあり）



※書式を「書式ダウンロード」の項目からダウンロードできます。